

指定基準等チェック表 (第6表)

(条例第4条第1項第6号関係)

法人名		チェック欄
運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること ア 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 イ 各社員の表決権が平等であること ウ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること エ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

ア

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
			①	②	③	④	⑤
①	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

⑤ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

イ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申 請 時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 指定基準等チェック表(第6表)は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記イの記載の必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ウ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第6表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

エ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申 出 時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」（第6表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
アの各欄	区分欄の「㉑」から「㉕」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第6表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
イの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ウの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記アに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第6表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
エの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉓」については、上記イに記載する各期間（「㉑」から「㉓」）を示したものです。	

「役員 の 状況」 第 6 表 付 表 1 記 載 要 領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉖」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉖」については、認定基準等チェック表（第 6 表）の A に記載する各期間（「㉔」から「㉖」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員 の 配偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
 - ② 役員 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ③ 役員 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 役 員 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ④ ② 又 は ③ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定 の 法 人 の 役 員 又 は 使 用 人
 - ② ① に 掲 げ る 者 と 役 員 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族
 - ③ ① に 掲 げ る 者 と 婚 姻 の 届 出 を し て い な い が 事 実 上 婚 姻 関 係 と 同 様 の 事 情 に あ る 者
 - ④ ① に 掲 げ る 者 の 使 用 人 及 び 使 用 人 以 外 の 者 で 当 該 ① に 掲 げ る 者 か ら 受 け る 金 銭 そ の 他 の 財 産 に よ っ て 生 計 を 維 持 し て い る 者
 - ⑤ ③ 又 は ④ に 掲 げ る 者 の 配 偶 者 及 び 三 親 等 以 内 の 親 族 で こ れ ら の 者 と 生 計 を 一 に し て い る 者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の 50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の 50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

指定基準等チェック表 (第7表)

(条例第4条第1項第7号関係)

法人名		チェック欄
事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること ア 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと イ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記アの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ウ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること エ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

ア

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申出時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時に於ける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・「指定基準等チェック表(第7表)」は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「指定基準等チェック表 第7表(継紙)」(ウ及びエ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申請に当たっては、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ウ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

③ 「ウ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

エ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

※ウ、エについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、以下に勘定科目及び金額を記載して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

「指定基準等チェック表(第7表 継紙)」(ウ及びエ)は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第7表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
ア及びイの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>第7表付表1及び2「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。</p> <p>なお、当該「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第6表)のアに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。</p>	
ウ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を◎欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	実績判定期間における活動計算書の事業費の合計金額(その他の事業がある場合は、特定非営利活動に係る事業費計とその他の事業の事業費計の合計金額)を記載します。	損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	活動計算書における特定非営利活動に係る事業費の合計額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
エ	「受入寄附金総額①」欄	第1表付表「受け入れた寄附金の明細表」の「A」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	一定の条件の下、将来の特定非営利活動に充てるために当期に特定資産等として貸借対照表に計上した金額は、当期の「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄に算入できます。
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が100%を超える場合は、100%と記載します。	

法人名					
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

（注意事項）

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申出書の提出日を含む事業年度開始の日から申出書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等

(注意事項)

- ・「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第7表付表2）」は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・指定の有効期間の更新の申出に当たっては、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準等チェック表 (第8表)

(条例第4条第1項第8号関係)

法人名		チェック欄
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
ア 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
イ 各指定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
カ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
		する	しない
ア	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも指定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
イ	各指定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ウ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
エ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
オ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
カ	助成金の支給を行った場合に事後に県に提出した書類の写し		

(注意事項)

- ・ 指定基準等チェック表第8表は、条例13条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第8表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。
「オ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

指定基準等チェック表 (第9、10、11表)

法人名	
-----	--

指定基準等チェック表 (第9表)

(条例第4条第1項第9号関係)

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により県に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
a	b	c	d	e
有・無 (. . 提出)	有・無 (. . 提出)	有・無 (. . 提出)	有・無 (. . 提出)	有・無 (. . 提出)

指定基準等チェック表 (第10表)

(条例第4条第1項第10号関係)

法令若しくは条例(以下「法令等」という)又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
a	b	c	d	e	申出時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
⑨ 指定基準等チェック表(第10表)は、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。					

指定基準等チェック表 (第11表)

(条例第4条第1項第11号関係)

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">事業年度</td> <td style="width: 30%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 20%;">設立年月日</td> <td style="width: 30%;">年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日		

(注意事項)

- ・ 条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、指定基準等チェック表(第9表及び第11表)は、記載する必要はありません。
- ・ 指定の有効期間の更新の申出に当たっては、指定基準等チェック表(第9表及び第11表)の記載の必要はありません。また、条例13条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「指定基準等チェック表」(第9表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第6表)のアに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第10表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「@」から「◎」については、指定基準等チェック表(第6表)のアに記載する各期間(「@」から「◎」)を示したものです。

「指定基準等チェック表」(第11表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	「設立年月日」は登記事項証明書の法人設立年月日を記載してください。

欠格事由チェック表

法人名		チェック欄
<p>奈良県指定又は奈良県指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は奈良県指定又は奈良県指定の有効期間の更新を受けることができません。</p>		
<p>1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 奈良県指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該奈良県指定特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ウ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>エ 暴力団の構成員等^(注2)</p> <p>2 奈良県指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（奈良県指定特定非営利活動法人の有効期間の更新の申出には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります^(注3)）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>ア 暴力団</p> <p>イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	奈良県指定特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該奈良県指定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
イ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ウ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
エ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	奈良県指定特定非営利活動法人を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	奈良県指定特定非営利活動法人は、指定の有効期間の更新の申出時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
ア	暴力団	はい・いいえ
イ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書

年 月 日

奈良県知事 殿

提出者 郵便番号
主たる事務所の所在地

法人の名称
代表者氏名
電話番号

奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第12条第3項の規定により、助成の実績の書類を以下のとおり提出します。

指定の効力が生じた 年 月 日	年 月 日		
寄附金が 控除対象となる期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の提出書の記載上の留意点等

この提出書は、指定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第12条第3項の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

第3号様式(第27条関係)

事業内容変更届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

申出者 郵便番号
主たる事務所の所在地
法人の名称
代表者氏名
電話番号

下記のとおり事業の内容を変更したので、奈良県指定特定非営利活動法人の指定の
手続等に関する条例第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更年月日

3 変更の理由

No. _____

寄附金受領証明書

寄附者の住所 _____

寄附者の氏名 _____ 様

¥ _____ 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 _____

法人名 _____ (印)

上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る（ ）事業に関連する寄附金として受領した金額で、当該事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの方は、確定申告書を所轄の税務署へ提出することにより、所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けられます。（県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、市町村において寄附金税額控除の対象としている場合を除き、個人県民税の税額控除のみとなります。）

- (注1) 所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書を所轄の税務署に提出する必要があります。その際、確定申告書に本証明書を添付して提出してください。
- (注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合及び、指定した特定非営利活動法人に対する個人住民税の寄附金税額控除を受けようとする場合は、寄附を行った翌年の1月1日現在お住まいの市町村に住居用の申告書を提出することにより、個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。ただし、この場合、所得税の寄附金控除は受けられません。
- (注3) 寄附金税額控除の適用が受けられる個人住民税のうち、個人市町村民税については、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となります。

※ この寄附金の支出による税法上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、大切に保管してください。

～寄附をした方、これから寄附を検討している方へ～
個人県民税の寄附金税額控除（奈良県の条例指定寄附金）についてのお知らせ

◆個人県民税の寄附金税額控除制度について

奈良県では、民間公益活動の推進を図る観点から、個人県民税の寄附金税額控除を導入しています。これにより、個人の方が以下の寄附金を行った場合には、寄附者の個人県民税から一定額が控除されます。

【奈良県における条例指定寄附金の対象範囲】

所得税の控除対象となる寄附金	個人県民税の控除対象となる寄附金
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	【国への寄附は対象外】 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの（国公立大学法人、共同募金会、日本赤十字への寄附等）	奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの
3 特定公益増進法人に対する寄附金 (1) 独立行政法人 (2) 病院事業・社会福祉事業の経営等を主たる目的とする地方独立行政法人 (3) 自動車安全運転センター等 (4) 公益社団法人・公益財団法人 (5) 私立学校法人で一定の要件を満たすもの (6) 社会福祉法人 (7) 更生保護法人	<ul style="list-style-type: none"> ○左記2～5の法人又は団体のうち <ul style="list-style-type: none"> ・県内に主たる事務所を有する法人又は団体 ・県外に主たる事務所を有する法人又は団体で県内に事務所を有するもので、知事の指定を受けたもの ・(公財)ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会(令和9年12月31日までの寄付に限る) ※左記3(5)については、特定公益増進法人の証明を受けている法人に限る。また、学校の入学に関して支出した寄附金を除く。 ○左記5の認定特定公益信託のうち奈良県知事又は奈良県教育委員会が所管するもの
4 特定非営利活動法人に対する寄附金	
5 一定の要件を満たす特定公益信託への支出金銭	
	6 県が条例により指定した特定非営利活動法人 ※詳しくは、奈良県県民くらし課にお問い合わせ下さい。

◆個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人県民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、所轄の税務署に所得税の確定申告等を行う必要があります。

所得税の確定申告を行うことで、所得税の寄附金控除と個人県民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。（申告書の記載の方法等の詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。）

あわせて、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税が課税されず、個人住民税だけが課税の対象となる場合には、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要になります。

また、上記6の県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、所得税の控除対象とはならないため、個人県民税の寄附金税額控除を受けるには、寄附をした翌年の1月1日にお住まいの市町村に対して、住民税用の申告書の提出が必要です。

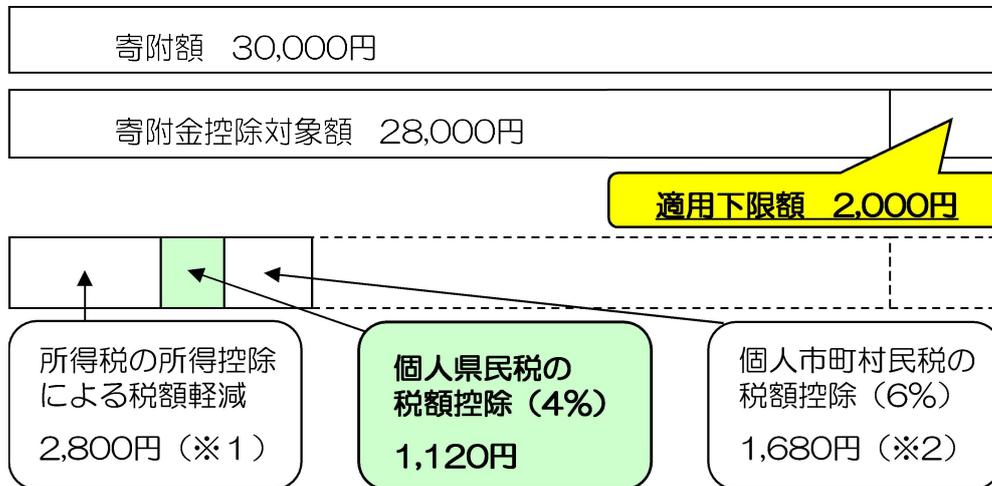
◆申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）が必要です。

申告には、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書（領収書）を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。また、寄附先が学校法人や特例民法法人の場合には、特定公益増進法人である旨を主務官庁が証明した書類の写しを申告に添付する必要がありますので、当該書類についても寄附先から交付を受けてください。

〈裏面につづく〉

◆寄附金税額控除の計算例

<計算例> 給与収入500万円の世帯（夫婦2人）を想定[所得税適用税率10%]



※1 一定の条件を満たす認定NPO法人等に対する寄附金については、所得税の税額控除（40％）を選択可能です。

※2 市町村において、当該寄附金を寄附金税額控除の対象としている場合に限りです。

(注) 県が条例により指定した特定非営利活動法人に対する寄附に関しては、市町村において寄附金税額控除の対象としている場合を除き、個人県民税の税額控除のみとなります。

◆個人市町村民税の寄附金税額控除が受けられるかどうかは、確認が必要です。

個人県民税と個人市町村民税は両方併せて各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は、県・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税は、各市町村の条例で指定している場合に限って税額控除の対象となりますので、詳しくはお住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

◆転居した場合について

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、奈良県の区域外に転居した場合は、転居先の都道府県において寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられません。

寄附時点の住所地の都道府県において、寄附をした法人又は団体に対する寄附金が条例指定されていない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に奈良県の区域内に転居した場合は、当該団体が奈良県の指定の要件を満たしていれば、個人県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

◆お問い合わせ先

奈良県総務部税務課税制企画管理係 電話：0742-27-8363（直通）

ホームページアドレス <http://www.pref.nara.jp/33392.htm>

第五号の五の三様式(第二条関係)

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書(二)
道府県民税

(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

令和 年 月 市町村長 殿		整理番号	
住 所		フリガナ	
		氏 名	
個人番号			
令和 年 1 月 1 日 現在の住所		生年月日	明・大・昭 平・令
		電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。))を除く。)に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金(認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等)は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(一)」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 ・ 市区町村	円
	都道府県 ・ 市区町村	
	都道府県 ・ 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)受付書
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

〒630-8501

奈良市登大路町30

奈良県 県民暮らし課 協働推進係

TEL 0742-27-8715

FAX 0742-27-9574

E-mail kyoudou@nvn.pref.nara.jp

URL 県民暮らし課 <http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=1828>

奈良ボランティアネット <http://www.naravn.jp/>